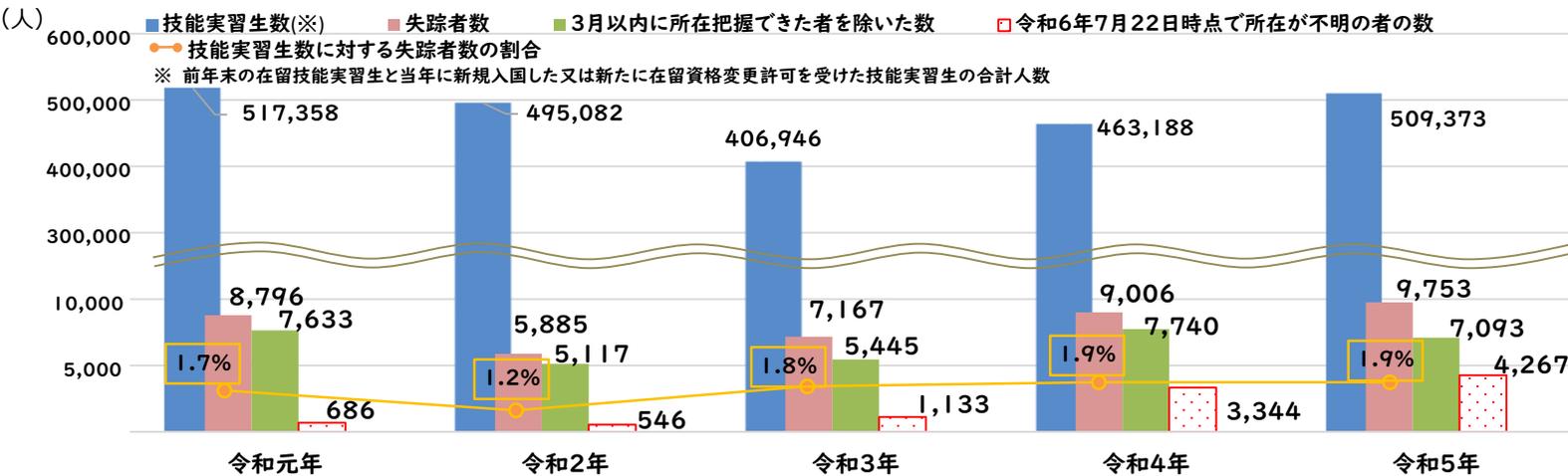


技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまでで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	技能実習生数	失踪者数	技能実習生数	失踪者数	技能実習生数	失踪者数	技能実習生数	失踪者数	技能実習生数	失踪者数
総計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベトナム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミャンマー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 ②/①	75.4%
所在が不明の者 ①-②	9,976

詳細は6ページ参照

注 本資料に含まれる技能実習生の失踪者数に係る数値はいずれも速報値

※かっこ内は、国籍ごとの技能実習生数に対する失踪者数の割合

失踪技能実習生の所在把握状況（令和5年分）

- 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。
- 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。
- ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できており、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。
- ※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

(人)

国籍	失踪者数(①)	3月以内に所在把握		把握率 (②/①)
		できた者(②)	できなかった者	
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端緒	人数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総計	2,660



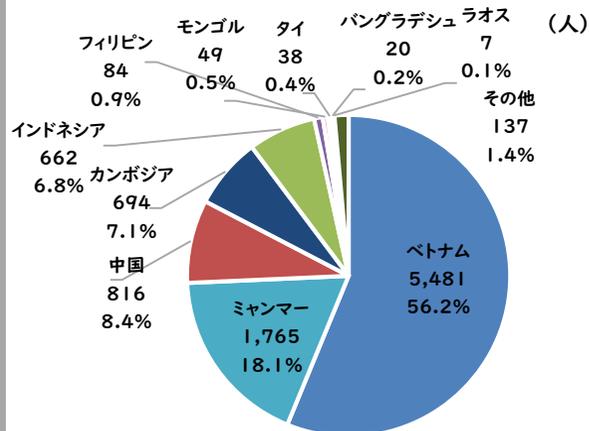
うち、ミャンマー人の所在把握状況

端緒	人数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総計	1,760

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した(約8.9%減)。
→ 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、1,158人失踪者数が増えた(約190.8%増)。
→ 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人(令和5年)



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出国に対して新規受入れ停止措置を実施(令和3年)
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され(令和4年)、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

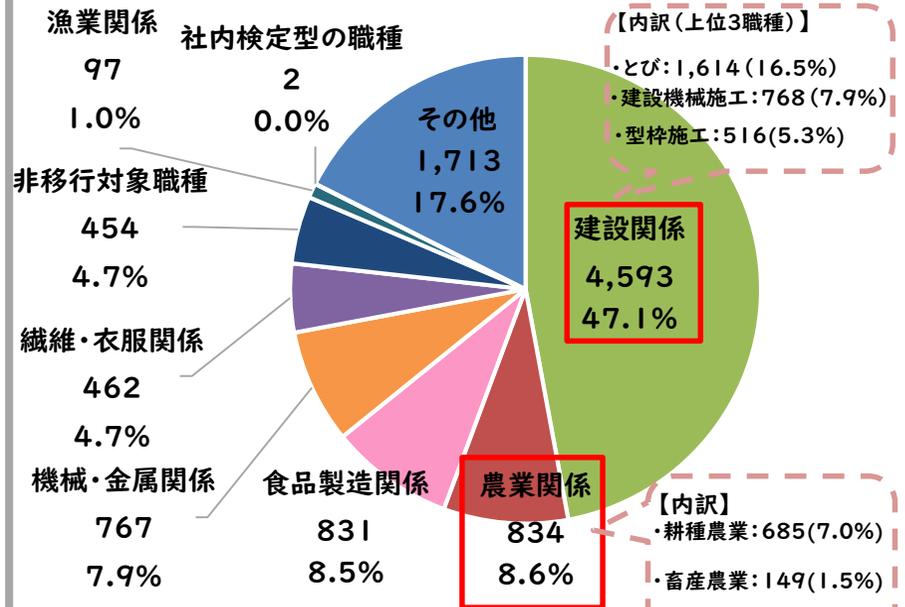
- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

対応策

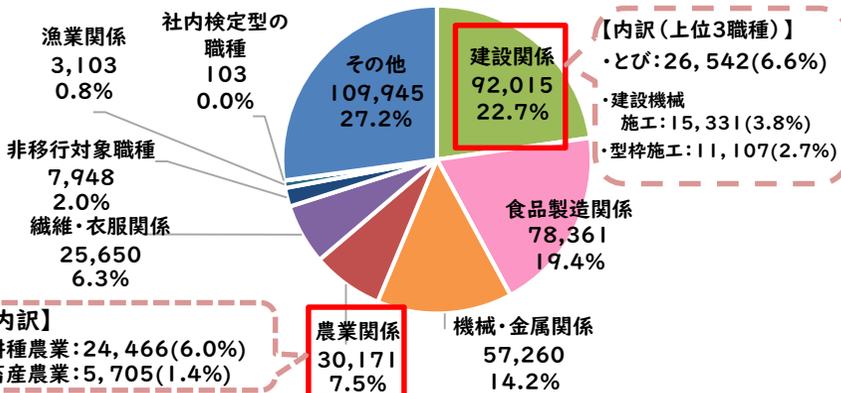
- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

令和6年7月22日現在

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数 (①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳					把握率 (②/①)	所在が 不明の者 (①-②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

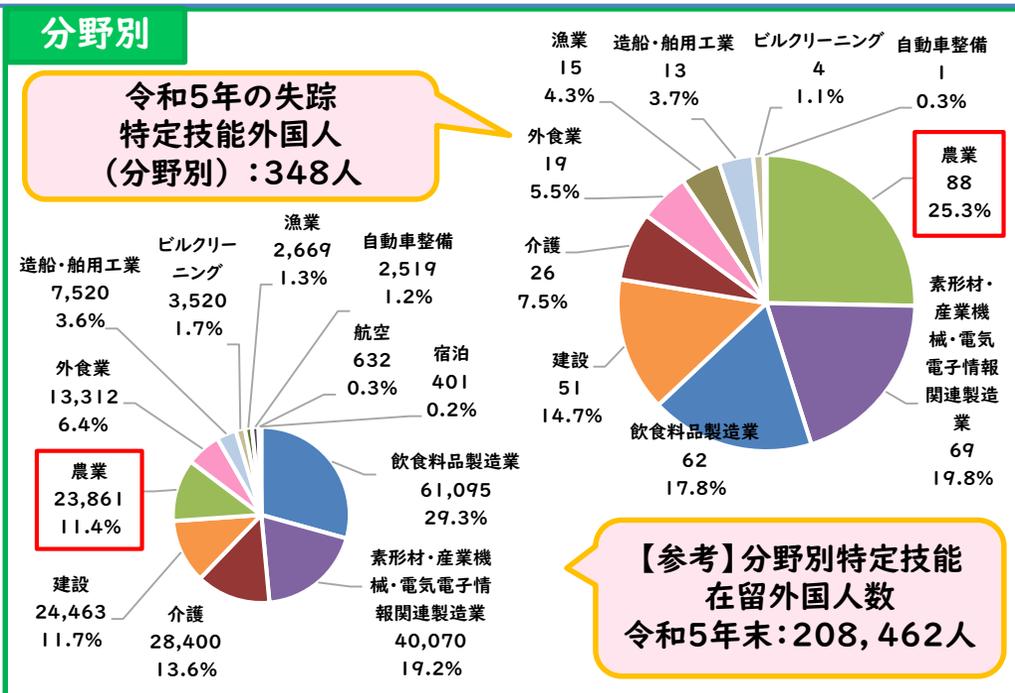
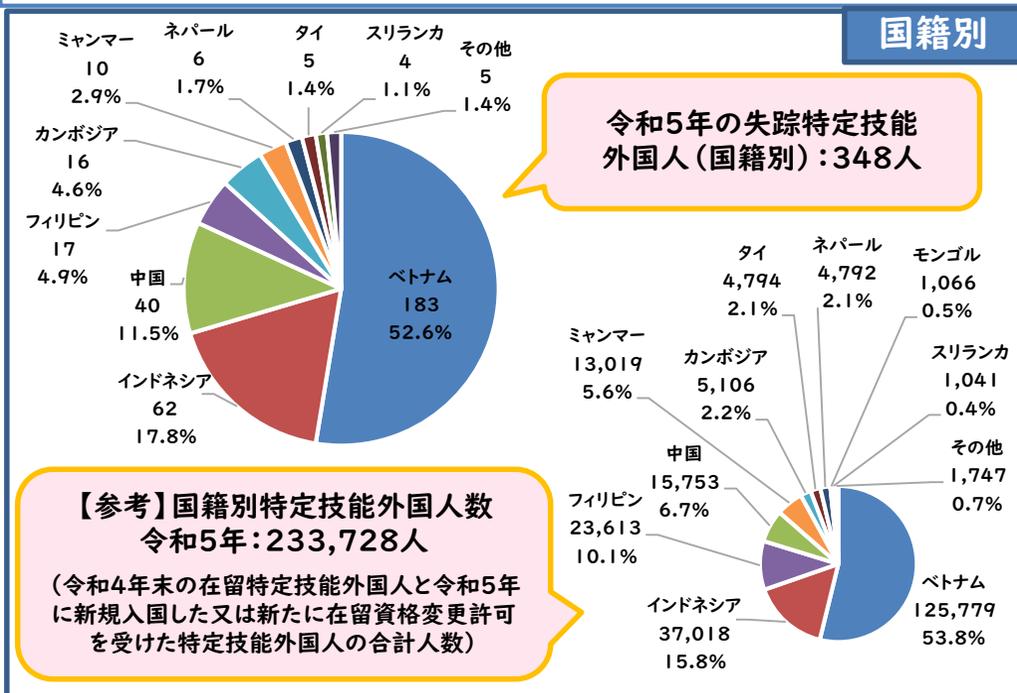
都道府県	失踪者数…① (令和5年)	【参考】		都道府県	失踪者数…① (令和5年)	【参考】	
		①÷②	在留者数…②			①÷②	在留者数…②
北海道	316	2.2%	14,157	滋賀県	124	2.1%	5,882
青森県	89	⑤ 3.0%	2,948	京都府	132	2.3%	5,752
岩手県	97	2.8%	3,460	大阪府	② 730	② 3.6%	20,555
宮城県	100	1.9%	5,161	兵庫県	279	2.1%	13,548
秋田県	37	2.2%	1,699	奈良県	63	2.1%	3,063
山形県	65	2.6%	2,540	和歌山県	36	2.0%	1,777
福島県	115	2.5%	4,633	鳥取県	57	④ 3.2%	1,767
茨城県	394	2.4%	16,659	島根県	30	1.4%	2,095
栃木県	158	1.8%	8,587	岡山県	187	1.9%	9,641
群馬県	213	2.0%	10,463	広島県	397	2.6%	15,040
埼玉県	⑤ 482	2.1%	22,592	山口県	142	2.8%	4,997
千葉県	④ 516	2.5%	20,842	徳島県	77	2.8%	2,765
東京都	③ 598	① 4.1%	14,725	香川県	126	2.2%	5,771
神奈川県	455	2.7%	17,100	愛媛県	136	2.0%	6,660
新潟県	122	2.4%	5,005	高知県	50	2.5%	1,962
富山県	162	2.7%	6,047	福岡県	463	3.0%	15,445
石川県	115	2.2%	5,176	佐賀県	68	2.1%	3,219
福井県	103	2.2%	4,684	長崎県	107	③ 3.3%	3,256
山梨県	68	2.6%	2,651	熊本県	221	2.4%	9,064
長野県	130	2.1%	6,163	大分県	127	2.7%	4,768
岐阜県	279	1.9%	14,879	宮崎県	102	2.4%	4,225
静岡県	311	2.1%	14,653	鹿児島県	168	2.6%	6,400
愛知県	① 783	2.1%	37,384	沖縄県	78	2.8%	2,811
三重県	145	1.3%	11,007	総計	9,753	2.4%	403,678

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

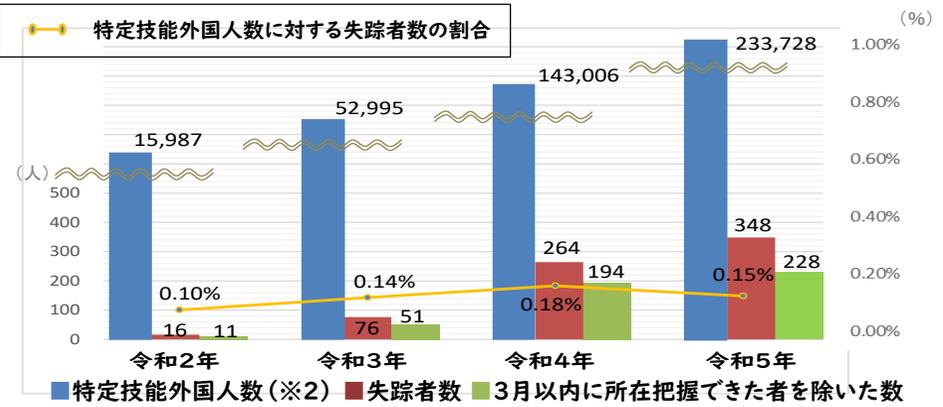
○ 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。

○ 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。



特定技能外国人の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

	令和元年	(※1)	令和2年	(※1)	令和3年	(※1)	令和4年	(※1)	令和5年	(※1)		
総計	0	0	16	11	76	51	264	(0.18%)	194	348	(0.15%)	228
ベトナム	0	0	14	11	44	24	141	(0.17%)	105	183	(0.15%)	131
インドネシア	0	0	1	0	8	6	39	(0.22%)	30	62	(0.17%)	30
中国	0	0	0	0	4	4	32	(0.32%)	19	40	(0.25%)	35
フィリピン	0	0	0	0	0	0	4	(0.03%)	1	17	(0.07%)	6
カンボジア	0	0	0	0	11	11	31	(1.09%)	27	16	(0.31%)	13
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	4	(0.06%)	0	10	(0.08%)	2
その他	0	0	1	0	9	6	13	(0.18%)	12	20	(0.15%)	11



(※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数)

(※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数)